

オーストラリア：AML/CTF 規制の留意点と規制改正の動向

2023 年 5 月吉日

One Asia Lawyers
オーストラリア・ニュージーランドチーム

1. はじめに

オーストラリアにおける反資金洗浄・テロ資金供与に関する主な法令は、*Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Act 2006* (Cth) およびその下位規則である *Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Rules Instrument 2007 (No. 1)* (Cth) (以下、「本法令」) に定められています。

本法令は、幅広く定義される指定役務 (Designated Services) をオーストラリアにて提供する事業者に対し適用され、指定役務が資金洗浄・テロ資金供与へ利用されることの防止、およびそれらの目的での利用が疑われるトランザクションの特定のために、適用対象の事業者に対し様々な義務を課す内容となっています。

2023 年 4 月 20 日に、オーストラリア政府は、本法令の適用範囲の大幅な拡大を示唆する諮問書を発表しました (<https://www.austrac.gov.au/consultation-commences-amlctf-reforms>)。本諮問書への回答は、2023 年 6 月 16 日まで受け付けられています。

本稿では、現行の本法令において企業が特に留意すべき事項、および現在公表中の諮問書から示唆される今後の法改正の動向について紹介します。

2. 適用対象

本法令における義務は、本法令に定義される指定サービス (Designated Services) を提供し、オーストラリアと地理的つながりのある事業体 (Reporting Entity) に適用されます。指定サービスの詳細については、包括的かつ複雑な定義が本法令の第 6 条にリストアップされています。指定サービスの大きな分類は以下の通りです。

- 金融サービス：銀行、保険、投資銀行、プライベートエクイティ、ファンドマネジメント、スーパーアニュエーション等の分野のサービスプロバイダー、国内またはオフショアの電子送金に参加する者等 (通常は AFSL の保有者がこれに該当します)
- 金銭または財産の移転を手配する事業を行う Non-Financier に該当する者、および他者が上記サービスを提供するためにプラットフォームを提供する Non-Financier に該当する者
- カストディアンまたはデポジトリーサービスの提供
- デジタル通貨交換業
- ギャンブルサービス
- その他 AML/CTF 規則に規定されるサービスの提供

上記は一例であり網羅的なリストではありません。本法令における義務の適用有無の判断には、ケースバイケースで本法令に基づく定義や例外規定を分析する必要があります。

3. 義務の概要

本法令の適用を受ける企業は、主に以下の対応をとることが求められます。

AUSTRAC への登録

指定サービスの提供または提供開始後 28 日以内に Australian Transaction Reports and Analysis Centre (AUSTRAC) に登録することが求められます。また、登録内容に変更があった場合は、変更が生じた日から 14 日以内に AUSTRAC に通知しなければなりません。

KYC

本法令には、以下のような顧客の形態別に、企業が遵守しなければならない認証要件の詳細が定められています。

- 個人
- 企業
- 信託
- パートナーシップ
- 協会
- 登録協同組合
- 政府機関

また、継続的に顧客のデューデリジェンスを実施する義務も存在します。なお企業は、後記に解説する AML/CTF プログラムに、取引監視プログラムおよび顧客デューデリジェンスの強化プログラムを盛り込むことが求められます。

報告義務

本法令には様々な報告義務が定められています。

まず、疑わしい取引があった場合に、社内での報告、および所定期間内に AUSTRAC に対し報告を行うことが求められます。

10,000 豪ドル以上の送金を伴う取引については、取引実施前に AUSTRAC に対し報告を行うことが求められます。

また、国際的な資金移動指示（最低金額基準なし）、本法令のコンプライアンス状況、および金銭または物品の国境を越えた移動に関する報告義務があります。

AML/CTF プログラム

本法令の適用を受けるすべての企業は、取締役会の承認した AML/CTF プログラムを採用し、維持することが求められます。AML/CTF プログラムには以下の 3 つの種類が存在します。

- 標準的なプログラム
- 共同プログラム

- 特別プログラム（事業者が特定の指定サービスのみを提供する場合に適用）

AML/CTF プログラムは、パート A とパート B から構成されます。

AML/CTF プログラムのパート A は、とくに以下の規定を含むことが求められます。

- リスクを特定し、軽減し、管理するためのシステム
- AML/CTF リスクの認識トレーニングプログラム
- 従業員のデューディリジェンス・プログラム
- コンプライアンス・オフィサーの指名
- 独立したレビュー機関の設置
- AUSTRAC からの フィードバックを実施するための規定
- 取引監視プログラム

AML/CTF プログラムのパート B は、顧客の識別および確認手続きを詳述する内容です。

AML/CTF プログラムは取締役会の承認を受けなければならない、取締役会は AML/CTF プログラムの監督責任を負います。

記録の保持

関連する記録は 7 年間保存することが義務付けられています。

4. 罰則

本法令に違反した場合、企業に対して最高 275 万豪ドル、個人の場合は最高 550 万豪ドルの民事罰が科される可能性があります。また、刑事罰として、最高で 10 年の禁固刑または 275 万豪ドル、またはその両方が科される可能性があります。

そのほか、AUSTRAC は、本法令に基づく広範な監視権限および執行措置の権限を有しています。正式な執行措置は公に記録されるため、企業のレピュテーションダメージは金銭的な罰則を上回る可能性があります。

5. 法改正の動向

冒頭で言及した通り、今後の法改正の動向として、2023 年 4 月 20 日に、オーストラリア政府は、本法令の適用範囲の大幅な拡大を示唆する諮問書を発行しており、現在注目が高まっています。諮問書から示唆される今後の法改正は以下を含みます。

- AML/CTF プログラムの Part A および Part B の一本化
- リスクの高いと判断させる顧客に対する KYC 要件の強化
- 暗号資産関連サービスへの適用の拡大：

現在、本法令は、デジタル通貨交換業者がデジタル通貨と一般通貨（Fiat）の交換またはその逆を行う場合に規制しています。今後の法改正案では、デジタル通貨・暗号資産関連サービスの規制を拡大し、デジタル通貨間の交換、デジタル通貨の代理譲渡、保管または管

理、デジタル通貨の提供および販売に関連する金融サービスの提供などを本法令の適用対象とする可能性があります。

- 弁護士、会計士、不動産業、信託・会社関連サービス等への適用の拡大：
不動産の売買、顧客の金銭・証券・その他の資産の管理、口座の管理、会社の設立・運営・管理のための出資の組織化、法人または法的組織（信託など）の設立・運営・管理、事業体の売買に関する取引をクライアントのために準備または実施する場合に、弁護士や会計士に同法の適用が拡大される可能性があります。
また、信託および会社管理に関するサービスプロバイダー（カンパニーセクレタリー、トラストまたはノミニニーサービスなど）が含まれる可能性があります。
そのほか、不動産売買に関わる不動産業者や不動産開発業者も本法令の適用対象となる可能性があります。

6. おわりに

オーストラリアの AML/CTF 規制の適用範囲は幅広く、今後の法改正により更に適用範囲が拡大されるこよが予想されます。オーストラリアで事業を行う企業は、自社への AML/CTF 規制の適用の有無について把握し、適用を受ける場合に規制上の義務の履行について迅速に対応を進めることが重要といえます。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

One Asia Lawyers Group is a network of independent law firms created to provide seamless and comprehensive legal advice for Japanese and international clients across Asia. With our member firms in Japan, Southeast Asia, Oceania and other ASEAN countries, One Asia Lawyers Group has a strong team of legal professionals who provide practical and coherent legal services throughout each of these jurisdictions.

For any enquiry regarding this article, please contact us by visiting our website: <https://oneasia.legal>/or email: info@oneasia.legal.

This newsletter is general information for reference purposes only and therefore does not constitute our group member firm's legal advice. Any opinion stated in this newsletter is a personal view of the author(s) and not our group member firm's official statement. Please do not rely on this newsletter but consult a legal adviser or our group firm member for any specific matter or legal issue. We would be delighted to answer your questions, if any.



[加藤美紀](#)

弁護士法人 One Asia オーストラリア・ニュージーランド事務所

豪州法曹資格を保有。One Asia Lawyers では、主にオーストラリア、ニュージーランド及びシンガポールの企業法務全般について、契約書作成・審査、法令リサーチ、法務監査・契約交渉のサポート等の業務を行う。

本記事に関するご照会は右記までお願い致します。 miki.kato@oneasia.legal